

# かすみがうら市地域公共交通会議事務局規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、かすみがうら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) その他交通会議の運営に関し必要な事項

## (職員等)

第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、かすみがうら市都市建設部都市整備課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、かすみがうら市都市建設部都市整備課の職員をもって充てる。

## (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は充用と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) その他簡易な事項に関すること。

## (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、かすみがうら市の規定を準用する。

## (公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の使用、その他取り扱いについては、かすみがうら市の規定を準用する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

#### 附 則

この規程は、平成21年5月15日から施行する。

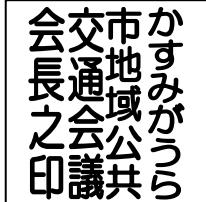
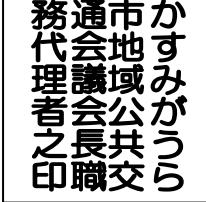
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月15日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
かすみがうら市地域公共交通会議会長之印		古印体	方21	会長名をもって発する文書	1	事務局長
かすみがうら市地域公共交通会議会長職務代理人之印		古印体	方24	会長職務代理人名をもって発する文書	1	事務局長